

ID: 105

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	利用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例 第6条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成5年 条例第3号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (利用料)                      第六条 デイサービスセンターを利用する者は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める額の利用料を納めなければならない。ただし、町長が規則で定める特別な理由があると認める場合は、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>一 介護保険法による要介護又は要支援認定を受けた者 介護保険法第四十一条第四項及び第五十三条第二項の規定により、通所介護の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した額の利用料金</p> <p>二 第一号以外の者 規則で定める利用料金</p> <p><b>【基準】</b>                      聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。                      (利用料の減免)</p> <p>第七条 条例第六条ただし書きに規定する規則で定める特別な理由があると認める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置実施要綱(平成十二年五月一日付老発第四百七十四号厚生省老人保健福祉局長通知)に規定する減免の対象者に該当する者が社会福祉法人等利用者負担減免確認証(以下「確認証」という。)を提示した場合</p> <p>二 災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか町長が特に減免の必要があると認めた場合</p> <p>2 減免率は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 前項第一号に該当する場合は、確認証の内容に基づき減免する。</p> <p>二 前項第二号及び第三号に該当する場合は、その都度町長が決定する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日